

# 仕 様 書

## 1 事業名

令和8年度 DMO 総合支援事業  
「江戸街道/高付加価値体験事業」

## 2 事業の目的

一般社団法人 関東広域観光機構（以下「機構」という）エリアでは訪日外国人の旅行消費額の伸び悩みという課題解決のため旅行消費額の多い富裕者層の獲得が急務となっている。遠方の国ほど1回あたりの消費額が高いこと、これまでのプロモーション等でアプローチできていなかったエリアであることから欧州の富裕者層を対象とした事業を行う。

## 3 業務対象連携先

東京都 埼玉県 群馬県 千葉県 茨城県 栃木県 山梨県 新潟県

## 4 対象市場 欧州

## 5 メインターゲットの属性

旅行費用 50 万～100 万円を支払って来日される欧州富裕者層

## 6 事業内容

### （1）旅行会社招請ツアーの実施

【招請人数】 欧州旅行会社 5 名程度×2 回

【時 期】 令和 8 年 9 月～11 月 2 回開催

【日程】 10 泊 11 日程度（なお、各連携先へ合計で 2 泊すること）

#### ①招請の企画、手配、運営

- ・招請する旅行会社については、実績等を確認できる資料（富裕層の送客実績や訪日旅行取扱実績等）を明示すること。
- ・ファムツアーの行程に関しては欧州富裕者層の関心が高いという「サステナブルツーリズム」「アドベンチャーツーリズム」「ガストロノミー」に沿ったコンテンツを活用し、富裕者層を意識したコースとし、連携先各都県の見解も組み入れること。  
関東運輸局の推進している「江戸街道プロジェクト」も考慮すること。

- ・被招請者の航空券、本邦内移動、宿泊、食事、訪問施設等の手配を行うこと。
- ・行程上、必要となる有料道路通行料や駐車料、施設入場料、体験料等の費用について算定すること。
- ・宿泊は原則として1人1室とする。施設の選定にあたっては、インターネット利用環境が整った宿泊施設とすること。
- ・全行程を通してアテンドできる現地言語が堪能な者を1名手配すること。（通訳業務を担当することとし、当該者の宿泊・食事等の確認を併せて行うこと。）  
観光コンテンツの魅力を最大限伝えるため、スポットガイド（日本語ガイド可）の活用も考慮すること。
- ・招請に係る全行程のアテンド及び実施の記録を行うこと。（通訳業務との兼務可）
- ・専用車のドライバーの宿泊・食事等も、行程上必要であれば算定し手配すること。
- ②アンケートの実施・分析
  - ・招請者に対し、観光コンテンツや宿泊施設などに関する詳細なアンケートを実施し、速やかに回収、集計、分析を行い、その結果を報告すること。分析作業後は、各コンテンツや各宿泊施設の改善点等を提案すること。
- ③事業終了後のフォローアップ
  - ・事業終了後、招請者に随時連絡を取り、各旅行会社における商品造成及び送客状況の情報収集と分析等を行い報告すること。

## 7 効果測定及び成果物

### (1) 効果測定

#### ① アウトプット

- ・ファミツアー 招請旅行会社 5社×2回 10名程度
- ・訪問した観光コンテンツを含む旅行商品の造成 10社×1商品=10商品

#### ② アウトカム

- ・予約者数 1商品20名×10商品=200名
- ・延べ宿泊数 20名×3泊×10商品=600泊
- ・予約販売額 20,000万円（200名×100万円）

（令和9年1月末 最終報告書で確認）

### (2) 成果物の作成

- ① 事業報告書及び効果測定書
- ② 概要書（①をコンパクトにまとめたもの）
  - ①、②とも電子データでの提出

### (3) 提出期限

令和9年1月29日（金）

（4）提出先

一般社団法人 関東広域観光機構

8 その他留意事項

- ①事業において、運営、管理及び庶務を行うこと。
- ②事業の実施記録については、カメラ等を用いて記録を行うこと。
- ③機構及び連携先と連絡調整等を密に行うこと。また、現地において連携先の観光事情を熟知している事業者と連携することが望ましい。
- ④本事業は機構及び連携先と十分な協議を行いながら事業を進めることとし、作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じたときには、その都度機構及び連携先と協議の上、その指示に従い作業を進めること。また、機構及び連携先は、作業期間中いつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。なお、本仕様書に定めのない事項については、その都度協議の上対応するものとする。
- ⑤本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らしたり、利用したりしてはならない。
- ⑥本業務で取り扱うこととなる個人情報の管理は適正に実施すること。
- ⑦受託事業者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- ⑧事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権等は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、機構及び連携先に帰属するものとする。
- ⑨受託事業者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。
- ⑩成果物に重大な瑕疵があった場合は、原因者において、回収、修正、再印刷等必要な措置を講じること。

9 監督職員 一般社団法人 関東広域観光機構 事務局次長 鈴木 伸一